



## 高齢者をねらった「消費者トラブル」に注意！！

悪質業者は、高齢者のお金・健康・孤独などに対する不安を巧みに利用し、様々な商品を強引に売りつけようとしています。

次のトラブルには十分に注意し、不審な電話や勧誘を受けた場合は下記の消費生活相談窓口まで、お問い合わせください。

### 続・高齢者被害の多い消費者トラブル

#### 《劇場型勧誘》

(商品の種類)

古銭の購入、老人ホーム入居権の名義貸し、未公開株など。複数の業者が役回りを分担して消費者をだまそうとする詐欺手法

**勧誘例：老人ホーム入居権の名義貸し**

突然知らない業者から「老人ホームのパンフレットが届いたら連絡してほしい」との電話があった。後日パンフレットが届いたため連絡すると、「老人ホームの入居権を譲ってほしい。申込書に署名し、代わりに申込んでと言われ、申込んだ。その後、老人ホーム担当者をかたる業者から「名義貸しは違法行為だ。100万円を支払えば、申込みは取り消す」と言われ、指示通りに宅配便で現金を支払った。

#### 《かたり商法(身分詐称)》

(商品の種類)

販売業者が公的機関や有名企業の職員のふりをして商品やサービスを契約させる。

**勧誘例：消防職員をかたる詐欺**

自宅に「消防署から消火器の設置の確認に来た」という男性が来た。消火器は設置していないと伝えると、すぐに購入するように言われ、相手に言われるがまま、消火器を購入してしまった。



#### 《利殖商法》

(商品の種類)

未公開株、社債、外国通貨、商品相場などの投資詐

**勧誘例：商品相場の投資詐**

電話で「金が値上がりしている。今が買うチャンス」と言われた。仕組みはよくわからなかつたが、チャンスを逃したくないと思い、金の取引契約をして100万円を申込んだ。売買報告書が届いたが、内容がわからず、やめたいと伝えると、追加証拠金として70万円を支払うように言われた。

(電話勧誘、家庭訪問販売、インターネット関連のトラブルは、10月号をご覧ください)

#### 気をつけるポイント

- 不審な電話は相手にせず、すぐに電話を切る。
- 「名義を貸すだけ」などと言われても絶対に応じない。
- 「宅配便で現金を送れ」は詐欺の典型的な手口なので応じない。
- 「必ず儲かる」「値上がり確実」という、うまい話はありえないでの、勧誘を受けたら、きっぱりと断る。
- 仕組みが理解できない金融商品は絶対に契約しない。
- 公的機関、有名企業の職員と名乗っても、名刺の提示や、関係機関に確認してもらうなどし、すぐに契約しない。

#### 被害にあわない あ

あれこれと  
家族の情報  
教えない

#### い

印鑑を  
押す前にじっくり  
考えよう

#### う

うまい話こそ  
ご用心

#### え

遠慮せず  
はっきり言おう  
「いりません！」

#### お

「おかしい？」と  
思ったら迷わず  
相談窓口へ

#### 相談 連絡先

警察安全相談室

☎#9110

または ☎272-9110

消費者ホットライン

☎188(いやや！)

または ☎(0570)064-370

県民生活相談センター

☎277-1003

役場環境経済課 消費生活相談窓口 ☎388-1301

(役場では、専門相談員による相談も行っています 21ページ参照)